

6. 施設類型別のマネジメント方針(インフラ施設)

6-1 道路

6-1-1 舗装

【方針1】老朽化状況の把握

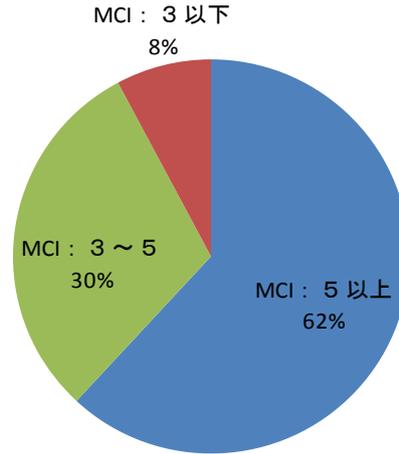
- 幹線道路（1、2級市道）は、適宜、路面性状調査を行い、舗装の状態を把握します。
- 1、2級市道以外の道路のうち、交通量やネットワーク特性等から幹線道路に準じる道路についても、適宜、路面性状調査を行い、舗装の状態を把握します。
- それ以外の道路（生活道路）は、巡視や住民からの通報により損傷が発見された場合に修繕を行います。

【方針2】事後保全から予防保全への転換

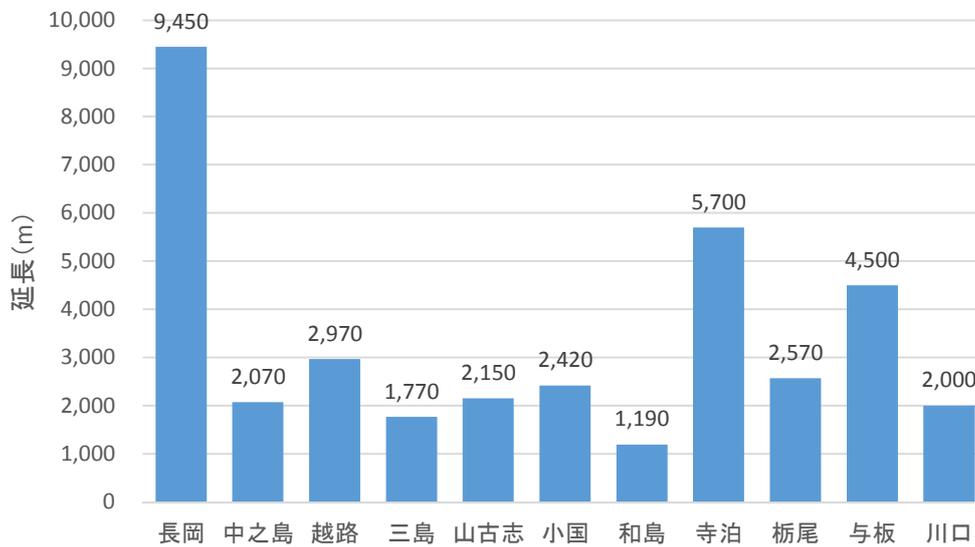
- 現在、幹線道路（1、2級市道、約650km）については、平成25年度に実施した路面性状調査の結果に基づいて「長岡市舗装維持管理計画（第1期）」を策定し、MCIが概ね4未満の早期の補修対応が必要な85路線（36.8km）を選定し、平成27年度から5か年で計画的に補修を進めています。
 - 「MCI（Maintenance Control Index）」とは、舗装の劣化具合を路面の「ひびわれ率」、「わだち掘れ量」、「平坦性」をもとに10点満点で評価する指標で、一般に5以上の場合は補修の必要のない望ましい管理水準とされ、3～5の場合は補修が必要、3以下の場合は早急に補修が必要とされています。
- 幹線道路に準じる道路については、路面性状調査の結果に基づき、適宜、（MCIが概ね4未満の）補修対応が必要な路線の補修を実施します。
- 第2期計画（平成32～36年度：予定）においては、路面性状調査の履歴が蓄積され、精度の高い劣化予測が可能になると考えられるため、劣化予測に基づく中長期的な経済性評価を行い、従来の事後保全から予防保全への転換を図ります。具体的には、ひびわれ発生後、早期にシール材注入や薄層舗装などの予防的材料・工法を実施することで、MCIの低下を防ぎ、修繕（切削オーバーレイ）や大規模修繕（全層打換え）のサイクルの延伸を図ります。

なお、予防保全（長寿命化）の対象とする路線・区間は、道路種別・ネットワーク特性、緊急輸送道路指定の有無、孤立集落の発生可能性等に基づいて路線の重要度を評価した上で決定します。

1、2級市道の舗装の点検結果（平成25年度）



早期の補修対応が必要な道路



【方針3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 重要度が低い路線、交通量が著しく少ない路線は、管理水準（MCI）を引き下げたり、更新時に舗装の水準を下げたりする（簡易舗装も含む）ことも検討します。

【方針4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 維持管理業務に係る包括的民間委託・指定管理者制度の導入、住民との協働、大学との連携等の可能性について検討します。

6-1-2 その他の道路施設

- その他の道路施設に関しても、方針1（老朽化状況の把握）、方針2（事後保全から予防保全への転換）に取り組むことで、コストの平準化、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

(1) トンネル

- 「トンネル長寿命化計画」（平成28年3月）に基づき、計画的に修繕を行います。

(2) 照明灯

- 「道路照明灯維持管理計画」（平成27年12月）に基づき、点検結果がⅢ判定のもの（施設の倒壊、落下等の恐れあり）及び内部の腐食が表面塗装により隠れている可能性が高いものを対象に、計画的に更新または修繕を行います。

(3) 大型カルバート、シェッド、門型標識、横断歩道橋

- 定期的に点検を行い、計画的に修繕を行います。

(4) 標識（逆L型、F型等）、法面・土工構造物、消雪パイプ

- 適切な時期に適切な点検を行い、計画的に修繕を行います。

6-2 橋梁

【方針1】老朽化状況の把握

- 国及び県の点検要領に基づく法定点検を実施し、結果を適切に記録することで、損傷状況の把握、健全度評価、優先度の評価及び対策検討に活用し、必要に応じ修繕を行います。
- 橋長2m以上の橋梁は、5年に1回、道路法の規程に基づく定期点検を行い、点検結果に基づく診断、劣化度判定を行います。また日常点検により、損傷の進行状況を確認します。
 - 日常点検で異常を発見した場合、簡易的な予防保全を維持工事により実施します。これにより、損傷の原因となる漏水、土砂の堆積を取り除き、橋梁の長寿命化を図ります。

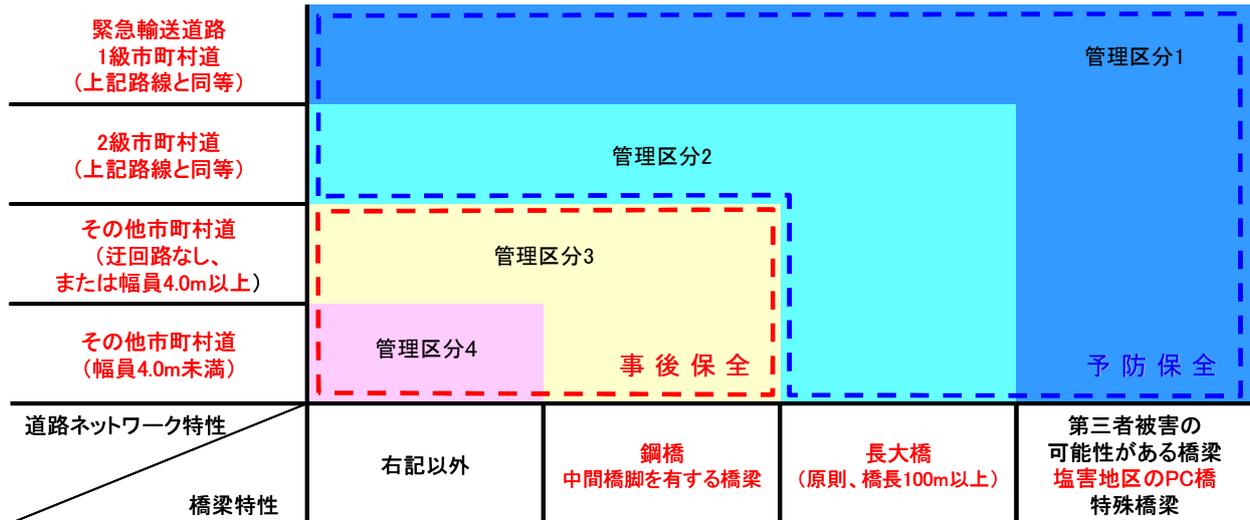
【方針2】事後保全から予防保全への転換

- 市が管理する橋梁のうち、重要度の高い橋梁は「予防保全」型の維持管理に転換し、その他の橋梁は「事後保全」型の維持管理を行います。
- 全ての橋梁を、道路ネットワーク特性及び橋梁特性（損傷に対するリスク、架替えの難易性）を考慮し管理区分1～4に分類します。予防保全の対象とする「重要度の高い橋梁」は、管理区分1、2に当てはまるものとします

管理区分の定義

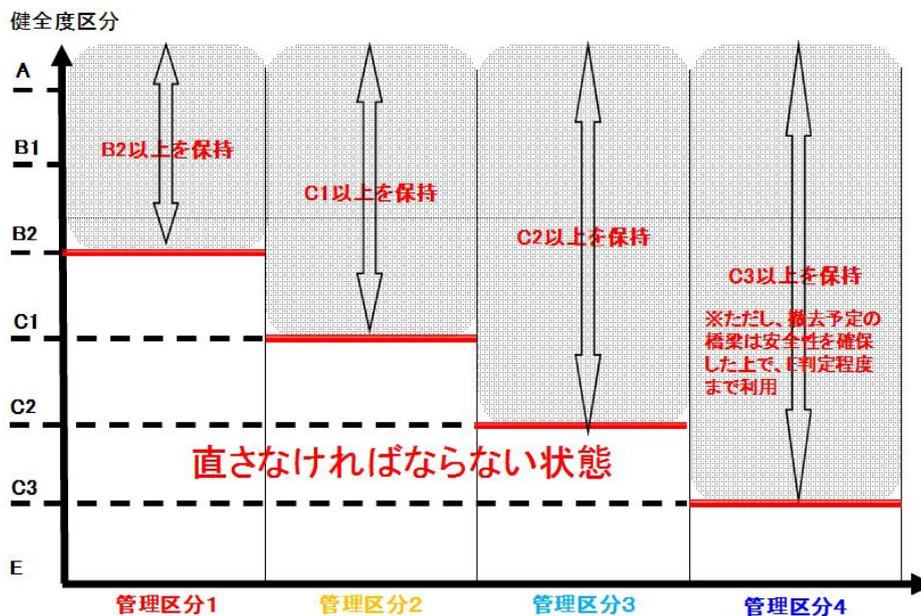
管理区分	管理目標	維持管理手法
1	損傷・劣化の発生を早期に検知・補修することで、橋梁の長寿命化を図る。 工事に伴う利用規制を最小限に抑える。	予防保全
2	損傷・劣化の発生を早期に検知・補修することで、橋梁の長寿命化を図る。 工事に伴う一時的な利用規制は受容できる。	
3	発生した損傷・劣化を事後的に補修しながら、道路機能を維持する。 工事に伴う一時的な利用規制を受容できる。	事後保全
4	最低限の維持管理によって、橋梁の崩落を防止する。 場合によっては重量規制や通行止めを行うことも視野に入れる。	

道路ネットワーク特性・橋梁特性と管理区分との対応関係



- 橋梁の管理水準（確保すべき健全度）は、管理区分に応じて、下図のとおり設定します。
 - ただし、管理区分4の橋梁のうち、利用頻度が低い橋梁、構造形式が簡易的な橋梁、旧道にかかり新橋と並列している橋梁等は、管理者判断により、撤去や更新を前提とし、健全度区分 E 程度になるまで利用することとする場合もあります。こうした橋梁は、年1回以上のパトロールにより現状確認を行い、安全性が確保できない場合は、架け替えか撤去を検討します。

管理区分と健全度区分との対応関係



注) 健全度区分は「新潟県橋梁定期点検要領」に基づく。定義は以下のとおり。

- A 損傷がなく、建設当時の性能を保持している状態
- B1 損傷があるが、性能の低下はほとんどない状態
- B2 損傷があり、軽微な性能の低下がある状態
- C1 損傷があり、性能の低下が懸念される状態
- C2 損傷が著しく、性能の低下が顕著な状態
- C3 性能の低下が著しく、早期の劣化進行が危惧される状態
- E 落橋の危険が想定される状態。安全性の観点から緊急的に対策が必要な状態

6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

- 長寿命化修繕は、橋梁の管理区分と健全度の2軸で優先順位を付けて実施していきます。

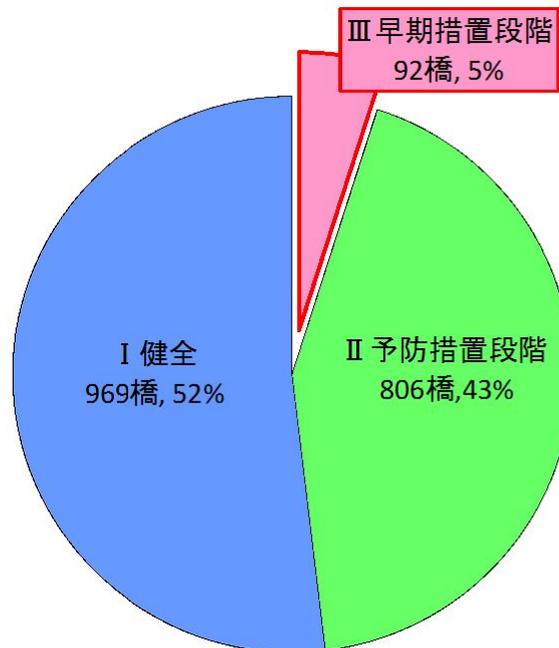
優先度評価方法

		健全度判定区分						
		【Ⅳ】 緊急措置 段階	【Ⅲ】 早期措置 段階		【Ⅱ】 予防措置 段階		【Ⅰ】 健全	
		E	C3	C2	C1	B2	B1	A
管理 区分	区分1	1	5	9	12	14	21	25
	区分2	2	6	10	13	18	22	26
	区分3	3	7	11	16	19	23	27
	区分4	4	8	15	17	20	24	28

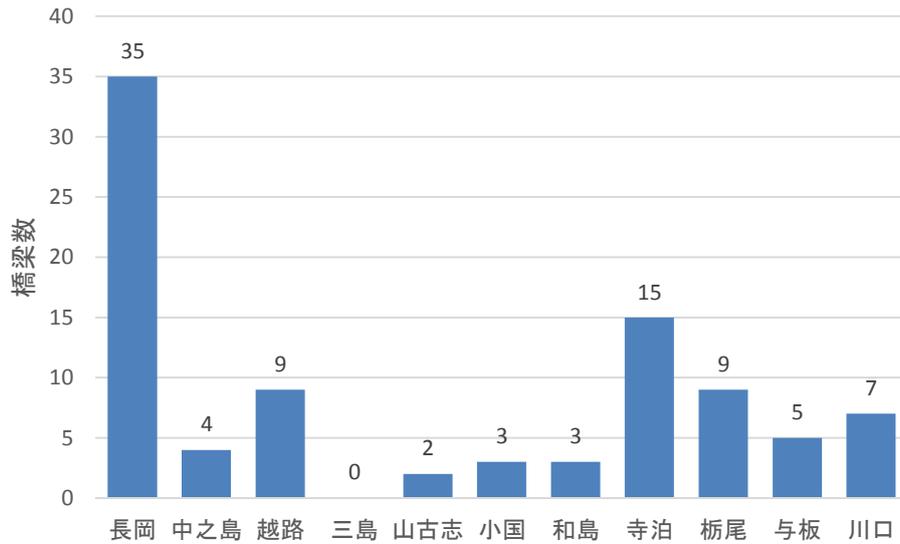
注) I～IVは、「道路橋定期点検要領」(H26.6、国土交通省道路局)に基づく健全度区分。

- 既に、橋長2m以上の全1,867橋の点検結果に基づき、「早急に補修対応が必要」(健全度C3)と判定された92橋を対象に、橋梁長寿命化修繕計画(第1期)を策定し、平成26年度からの10年間で長寿命化修繕工事を実施しています。

橋梁の健全度別割合(平成26年8月時点)



地域別修繕橋梁数（平成 26 年 8 月時点）



【方針 3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 管理区分 4 に該当する橋梁の損傷が著しく、架替が必要になった場合には、その時点で利用状況が著しく悪く、代替となる橋梁が存在する場合には更新しない（廃止する）ことも選択肢に含めて検討します。

【方針 4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 維持管理業務に係る包括的民間委託・指定管理者制度の導入、住民との協働、大学との連携等の可能性について検討します。

6-3 上水道

- 妙見・柿、越路、大貝・不動沢、与板・村田、寺泊、栃尾の6つの給水区域ごとに浄水場が設置されています。また、山古志、小国、栃尾、川口地域には、簡易・小規模水道による給水区域があります。なお、中之島地域は、見附市水道事業の給水区域であるため本計画の対象には含まれません。

施設の立地



6-3-1 建築物

(1) 現状

次ページの表のとおり。

(2) 今後の方向性

原則として、今後も機能を維持します。

庁舎は、建替が必要になった場合は、他の庁舎との集約化を選択肢に含めて検討します。

営業所は、建替が必要になった場合は、他の施設との複合化を選択肢に含めて検討します。

浄水場やポンプ場は、施設の配置や配水系統の見直しを行ったうえで、統廃合を検討します。

簡易・小規模水道の浄水場やポンプ場は、これらの水道の統廃合や上水道への接続の可能性を検討します。

本計画期間中の建築後経過年数は、次の表のとおりです。建築後 50 年目を目途に構造躯体の健全性評価を行い、建物性能が低いと評された場合は建替・複合化を検討します。

計画期間中に建築後 80 年を超える施設 (現在建築後 50 年以上の施設)	なし
計画期間中に建築後 50 年を超える施設 (現在建築後 20 年以上の施設)	庁舎 3 か所、浄水場 18 か所（簡易・小規模水道含む）、 ポンプ場 30 か所（簡易水道含む）

6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

【庁舎】

地域区分	施設名称	備考	平均: 1,312 37	
			延床面積	建物状況 経過年数
長岡	水道局庁舎		2,375	33
小国	小国営業所		487	42
与板	与板営業所		1,074	35

注) 栃尾営業所は、栃尾支所内にあるため、上水道施設数に含めていない。

【浄水場】

地域区分	施設名称	備考	平均: 1,539 38	
			延床面積	建物状況 経過年数
長岡	妙見浄水場		7,814	45
	柿浄水所		20	25
越路	越路浄水場		145	39
	不動沢浄水場		681	36
小国	大貝浄水場		988	42
寺泊	寺泊浄水場		1,313	31
栃尾	栃尾浄水場		307	49
与板	与板浄水場		1,047	37

【浄水場（簡易・小規模水道）】

地域区分	施設名称	備考	平均: 76 22	
			延床面積	建物状況 経過年数
山古志	虫亀簡易水道虫亀浄水所		38	22
小国	山野田小規模水道山野田浄水所		10	26
	法末簡易水道法末浄水所		52	22
	八王子小規模水道八王子浄水所		29	21
栃尾	入東地区簡易水道入東浄水所		98	10
	山葵谷簡易水道山葵谷浄水所		72	9
	新山簡易水道新山浄水所		21	36
	一之貝簡易水道一之貝浄水所		28	38
	上来伝簡易水道上来伝浄水所		52	23
	まんざく簡易水道まんざく浄水所		72	19
	明道簡易水道明道浄水所		92	17
	中野俣地区簡易水道西中野俣浄水所		73	12
	中野俣地区簡易水道繁窪浄水所		87	12
	川口	川口中央簡易水道中山浄水場		311
西倉簡易水道西倉浄水所			57	35
川口中央簡易水道田麦山浄水所			131	21

6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

【ポンプ場】

地域区分	施設名称	備考	平均: 96 25	
			延床面積	建物状況 経過年数
長岡	山本ポンプ場		323	12
	柿高区送水ポンプ室		25	42
	栖吉ポンプ場		192	15
	高町ポンプ場		53	36
	成願寺ポンプ室		58	28
	太田第1ポンプ室		24	17
	太田第2ポンプ室		24	17
	釜沢圧カタンク室		23	28
	十日町加圧ポンプ室		24	13
	渡沢ポンプ室		40	34
	村松ポンプ室		208	28
	大島ポンプ場		1,176	38
	青葉台ポンプ場		805	32
	大積千本ポンプ室		32	22
大積高鳥圧カタンク室		49	20	
西陵ポンプ場		104	25	
越路	沢下条加圧ポンプ室		4	20
小国	大貝加圧ポンプ室		3	18
	諏訪井加圧ポンプ室		4	34
	武石加圧ポンプ室		25	42
	阿蔵平加圧ポンプ室		3	28
和島	小島谷ポンプ場		4	45
	日野浦ポンプ場		3	45
寺泊	野積ポンプ場		101	49
	寺泊ポンプ場		24	49
栃尾	菅畑ポンプ場		24	34
	山田ポンプ場		20	44
	上塩ポンプ場		40	26
	中崎加圧ポンプ室		4	19
	土ヶ谷ポンプ場		60	21
	東が丘ポンプ場		201	6
	本津川ポンプ場		60	21
	緑ヶ丘加圧ポンプ室		9	21
与板	与板取水場		114	46

【ポンプ場（簡易水道）】

地域区分	施設名称	備考	平均: 26 16	
			延床面積	建物状況 経過年数
山古志	虫亀簡易水道虫亀ポンプ室		12	22
	山古志簡易水道第1加圧ポンプ場		21	14
	山古志簡易水道第2加圧ポンプ場		21	14
	山古志簡易水道第3加圧ポンプ場		21	13
	山古志簡易水道第1中継ポンプ場		38	14
	山古志簡易水道第2中継ポンプ場		38	14
	山古志簡易水道第3中継ポンプ場		40	16
	山古志簡易水道第5中継ポンプ場		33	9
	山古志簡易水道第6中継ポンプ場		32	15
	山古志簡易水道第7中継ポンプ場		32	15
川口	山古志簡易水道第8中継ポンプ場		30	14
	川口中央簡易水道木沢地区送水ポンプ室		23	10
	川口中央簡易水道荒谷ポンプ室		13	23
	川口中央簡易水道八郎場地区送水ポンプ室		14	26
	川口中央簡易水道木沢浄水場		28	21
西倉簡易水道導水ポンプ室		25	17	

6-3-2 土木施設(管路、施設)

【方針1】老朽化状況の把握

①管路

- 水道管路は、地中に埋設されていることから、水管橋や弁類等の露出部の調査、漏水修繕結果の分析に加え、各種工事で埋設管が露出する機会を活用した腐食状況の確認や既設管のサンプリングによる管体調査等を行っています。
- これらの管路情報を管理する仕組みとして、マッピングシステムを導入し、管路の布設年や管種とあわせて、老朽化状況の情報を蓄積しています。

②施設

- 浄水場等の施設については、日常点検及び定期点検により老朽化状況を把握するとともに、点検・修繕の履歴情報を蓄積しています。

【方針2】事後保全から予防保全への転換

①管路

- 埋設管路は、漏水が発見された場合、事後保全的に修繕を実施しています。また、予防保全として基幹管路の電気防食、水管橋の塗装塗り替え、減圧、バイパス化等を実施することにより、長寿命化を図っています。
- 今後も費用対効果やリスク管理の観点から進めていきますが、予防保全で対応できない老朽化した管路については、規模や機能等を検討したうえで、更新を行います。

②施設

- 予防保全の考え方に重点をおき、費用対効果やリスク管理の視点からの保全を、さらに実施していきます。具体的には、機能停止した場合の給水への影響が大きいもの、応急措置が困難であるもの、機能回復に長期間を要するものなどを対象として、劣化の予兆の把握、不具合時期の予測を行い、予防保全を進めていきます。
- 今後も費用対効果やリスク管理の観点から進めていきますが、予防保全で対応できない老朽化した施設については、規模や機能の検討をしたうえで、更新を行います。

施設・設備の重要度評価の視点（例）

機能停止による影響（被害）の大きさ	機能停止の起こりやすさ
<ul style="list-style-type: none"> ・機能停止時の給水への影響 －バックアップの有無 ・機能回復に要する時間 ・故障時の補修の難しさ（部品が無い等） ・事故発生による周辺への影響（2次被害）の発生可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設後経過年数 ・施設の健全度、損傷度 ・耐震化の有無

【方針3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 水道施設の更新を計画する際、将来水需要を踏まえ、規模の変更（ダウンサイジング等）や集約化を検討します。
- 市内に15か所（山古志：2か所、小国：3か所、栃尾：8か所、川口：2か所）ある簡易・小規模水道については、維持管理の強化、業務の効率化を図るため、これらの水道の統廃合や上水道への接続の可能性を検討します。

【方針4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 浄水施設については、運転管理業務の民間委託を行っています。今後、他の業務について、費用対効果や安定給水を維持するためのリスク管理等を勘案しながら、民間事業者の参画を検討します。

6-4 下水道

- 公共下水道は、単独公共下水道3処理区、流域関連公共下水道1処理区（5地域）、特定環境保全公共下水道7処理区（流域関連、公共関連含む。）で構成されています。このほか、農業集落排水事業で対応している地域があります。

施設の立地



6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

6-4-1 建築物

(1) 現状

【処理施設】

平均: 1,672 22

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況
				経過年数
長岡	長岡中央浄化センター		11,723	40
	岡南南部浄化センター		993	20
	岡南北部浄化センター		705	17
	前川浄化センター		378	28
	李崎浄化センター		308	25
中之島	中之島浄化センター		3,166	19
越路	塚山地区処理場		872	22
小国	小国浄化センター		1,692	22
	千谷沢地区処理場		395	24
	原森山地区処理場		337	25
	おおみしま地区処理場		244	22
和島	和島浄水センター		1,136	23
	桐原地区集落排水処理場		375	23
	中沢地区集落排水処理場		225	17
	両高地区集落排水処理場		167	24
寺泊	寺泊浄化センター		2,684	13
栃尾	栃尾下水処理センター		7,889	30
	塩谷浄化センター		535	16
	水沢浄化センター		522	18
	鴉ヶ島浄化センター		422	18
川口	田麦山クリン&クリン		344	22

【ポンプ場】

平均: 388 23

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況
				経過年数
長岡	下々条ポンプ場		197	33
	高見中継ポンプ場		406	20
	関東町ポンプ場		659	36
	山田町ポンプ場		123	35
	西神田ポンプ場		996	5
	松葉排水ポンプ場		490	20
	地蔵町ポンプ場	建物なし		29
	平島中継ポンプ場		292	23
	千秋が原ポンプ場		1,672	25
越路	洪海第一ポンプ場		136	27
三島	脇野町污水中継ポンプ場		352	19
	脇野町雨水ポンプ場		221	16
与板	与板污水中継ポンプ場		195	24
川口	田麦山地区農業集落排水施設向山ポンプ場		11	22
	大島中継ポンプ場		288	20
	東川口中継ポンプ場		160	21
	西川口中継ポンプ場		18	20

(2) 今後の方向性

原則として、今後も機能を維持しますが、ネットワークの接続と併せて、処理施設の統廃合を行います。

本計画期間中の建築後経過年数は、次の表のとおりです。建築後 50 年目を目途に構造躯体の健全性評価を行い、建物性能が低いと評された場合は建替・複合化を検討します。

計画期間中に建築後 80 年を超える施設 (現在建築後 50 年以上の施設)	なし
計画期間中に建築後 50 年を超える施設 (現在建築後 20 年以上の施設)	処理施設 14 か所、ポンプ場 14 か所

6-4-2 土木施設(管路、処理施設、マンホールポンプ場)

- 平成 29 年度以降、全ての施設を対象とした「ストックマネジメント計画」を策定する予定です。

【方針 1】老朽化状況の把握

①管路

- これまで、早い時期から整備され、管路の老朽化が進んでいる合流式下水道区域を対象に、点検を実施し、計画的に再構築を進めてきました。
- 長岡市では、平成 29 年度以降、ストックマネジメント計画の策定を予定しており、順次、詳細調査（潜行目視、TV カメラ調査）を行い、劣化状況を把握していきます。

②処理施設、マンホールポンプ場

- 処理施設、マンホールポンプ場は、長寿命化計画を策定した時、設備の詳細診断を実施し、劣化状況を把握しています。
- 日常的な維持管理については、民間委託を導入しており、受託業者が定期的に点検を実施し、その結果をマネジメントに活用できるよう蓄積しています。

【方針 2】事後保全から予防保全への転換

①管路

- 長寿命化の対象とする管路の選定は 2 段階で行います。まず、「不具合による事故の被害の大きさ」及び「不具合の起こりやすさ」という 2 つの視点から、スパン単位で管路のリスクを評価し、対策（修繕・改築）の対象とする管路を選定します。リスクが高い管路は修繕・改築の対象とし、リスクが中程度の管路は「予防保全」の維持管理を行い、リスクが低い管路は「事後保全」の維持管理を行うものとします。
- 次に、検討対象とする管路について詳細調査を実施し、その結果に基づいて健全度評価を行います。健全度の低い路線を対象に、「長寿命化対策（管更生）」、「更新（布設替え）」、「部分修繕」のいずれの方策を行うかを検討します。まずスパン単位での対策が不要なものは「部分修繕」で対応し、スパン単位の対策が必要と判定された路線について、流下能力、施工性、経済性（LCC）を考慮して、「更新（布設替え）」とするか「長寿命化（管更生）」とするかを検討します。そして、緊急度が高いものから対策を講じていきます。
- マンホール蓋については、経過年数で優先順位付けを行い、設置後 35 年以上経過しているものから優先的に「更新（蓋交換）」を進めます。

②処理施設（機械・電気設備）

- 長岡市では、平成 21 年度に 3 浄化センター（長岡中央、栃尾、小国）を対象に「第 1 期長寿命化計画」（計画期間：平成 21～25 年度）、平成 26 年度に 6 浄化センター（長岡中央、栃尾、小国、中之島、和島、寺泊）を対象に「第 2 期長寿命化計画」（計画期間：平成 26～30 年度）を策定し、計画的に長寿命化を進めています。
- 更新に関する法的制約の有無、劣化の予兆の確認可能性、設備の重要度、処理機能への影響の大きさ、更新コストの大きさを考慮して、「状態監視保全」「時間計画保全」「事後保全」のいずれで対応するかを決定します。
 - 状態監視保全：点検により劣化状況を把握し、壊れる前に対策を講じます。主要部品の交換により設備全体を継続使用できるものは長寿命化を図り、それ以外は設備単位で更新します。

- 時間計画保全：決められた耐用年数で更新します。更新は設備単位で行います。
- 状態監視保全を行う設備については、健全度評価を行ったうえで、将来の劣化予測を行い、計画期間中に管理限界に達するものを改築（長寿命化対策又は更新）の対象とします。

③マンホールポンプ場

- 平成 26 年度に、市内の全てのマンホールポンプ場を対象とした長寿命化計画を策定し、設備単位で更新を行うこととしています。
- 更新の優先順位は、設備の重要度と健全度を考慮して決定します。設備の重要度はポンプ口径に応じて設定します。

【方針 3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

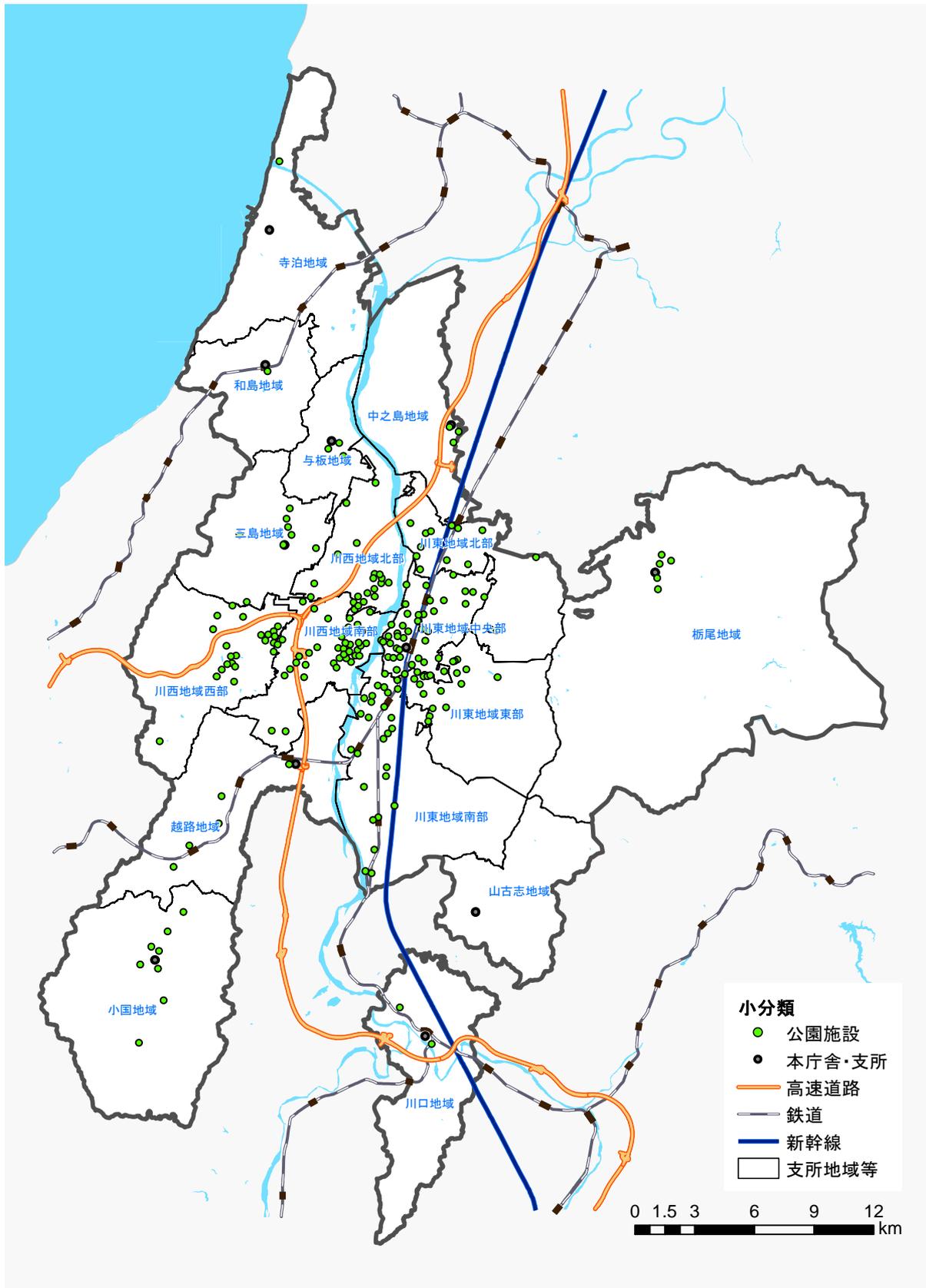
- 長岡市では、污水関連施設は一部の地域を除き概成しています。一方、雨水関連施設は今後も新規整備が必要な状況であり、市街化区域内の浸水常襲区域を中心に優先順位をつけて整備を行います。
- 処理水量の減少が見込まれる場合には、処理施設に関しては、更新時に規模を縮小したり、複数の施設を集約化したりすることを検討します。また、管路については、管径規模を縮小することを検討します。

【方針 4】管理運営への民間事業者の参画推進

- 処理施設については、維持管理業務の包括的民間委託を導入しています。今後、他の業務についても民間事業者の参画推進を検討します。

6-5 公園

施設の立地



6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

(1) 現状

市内には、318 か所の都市公園があり、そのうち、河川区域に開設されている公園及び公園施設のない公園を除く 289 か所を対象に長寿命化計画が策定されています。

平均： 34 27

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況	
				延床面積	経過年数
長岡	みやじさま公園		18	11	
	乙吉児童遊園		2	34	
	下々条公園		3	40	
	亀崎公園		17	11	
	原町公園(長岡)		8	22	
	高見公園		4	27	
	黒津児童遊園		2	33	
	新組児童遊園		1	20	
	諏訪公園		4	28	
	中瀬公園		4	29	
	福島公園		12	8	
	猿橋川河川公園		4	4	
	北陽東公園		13	2	
	百束さくら公園		4	1	
	ふれあい緑道		37	15	
	愛宕公園		17	29	
	蔵王公園		31	8	
	市民文化公園		40	29	
	明治公園		19	18	
	宮下公園		13	25	
	琴平公園		7	22	
	幸町公園		20	42	
	今朝白児童遊園		6	44	
	山本公園		2	26	
	四郎丸公園		4	26	
	小曾根児童遊園		14	17	
	城岡公園		3	21	
	常盤公園		2	34	
	新保お宮の森公園		4	9	
	神田児童遊園		3	35	
	神明公園		4	25	
	神明児童遊園		3	36	
	水道公園		591	88	
	西千手公園		2	34	
	西裏公園		3	37	
	石内公園		4	33	
	千歳公園		6	45	
	蔵王橋東詰広場		19	19	
	太子公園		9	45	
	地蔵公園		3	41	
	中島公園		4	33	
	中島中央公園		24	27	
	土合公園		3	42	
	東新町公園		14	38	
	東神田児童遊園		2	32	
	南町公園		6	45	
	八幡公園		4	33	
富島町児童遊園		3	42		
平湯公園		16	17		
平和の森公園		21	19		
悠楽公園		22	21		
ふそき公園	複合	※ 1,019	7		
あおしの里長倉公園		4	8		
亀貝町ふれあい公園		6	2		
稲保里山公園		13	2		
柿川緑地		15	32		
悠久山公園		616	35		
花園公園		6	45		
花園東公園		5	25		
花園北公園		4	23		

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況	
				延床面積	経過年数
長岡	吉水公園		4	27	
	高町公園		3	30	
	高町南公園		3	30	
	高町北公園		3	30	
	若草公園		2	34	
	住吉児童遊園		2	34	
	城南公園		2	19	
	成願寺児童遊園		2	32	
	大町公園		3	19	
	中貫公園		3	43	
	中沢児童遊園		2	19	
	中沢中央児童遊園		4	40	
	鉢伏公園		9	44	
	未広公園		6	27	
	墓地公園	複合	19	39	
	妙見児童遊園		77	41	
	下条町児童遊園		2	28	
	下条東公園		2	32	
	宮内児童遊園		2	33	
	宮内北公園		3	23	
	高島児童遊園		2	23	
	高彦根公園		6	24	
	今井公園		4	32	
	今宮公園		32	29	
	左近公園		4	32	
	十日町児童遊園		2	21	
	西宮内公園		4	23	
	青島児童遊園		2	29	
	摂田屋公園		18	1	
	摂田屋西公園		6	9	
	滝谷児童遊園		2	31	
	沢田公園		3	43	
	南陽公園		25	26	
	平島公園		4	31	
	片田児童遊園		2	26	
	豊誌公園		4	26	
	妙見堰広場		13	26	
	六日市児童遊園		14	16	
	わたざわ公園		2	7	
	滝谷新田公園		2	7	
	上前島中央公園		6	3	
	江陽公園		3	18	
	わせだ公園		4	32	
	王寺川児童遊園		2	28	
	河根川公園		2	26	
	巻島公園		4	27	
	巻島南公園		4	25	
芹川公園		2	24		
高野児童遊園		2	32		
昭和公園		3	37		
成沢公園		4	35		
川前公園		4	34		
堤公園		4	31		
鉄工緑地		2	27		
島湯公園		4	32		
藤沢公園		4	34		
積山西公園		4	26		
李崎児童遊園		2	32		
蓮湯西公園		5	19		
蓮湯中央公園		3	38		

※屋根付き広場の面積

6. 施設類型別のマネジメント方針（インフラ施設）

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況	
					経過年数
長岡	蓮潟東公園		4	32	
	千秋が原ふるさとの森		2,317	24	
	大島中央公園		78	45	
	ひばりが丘公園		3	39	
	下山なかよし公園		11	27	
	河内公園		14	18	
	希望が丘公園		3	42	
	希望が丘南公園		3	10	
	古正寺公園		7	11	
	古正寺中央公園		31	11	
	高瀬児童遊園		1	22	
	塚町公園		4	29	
	三ツ郷屋児童遊園		3	40	
	三ツ郷屋南公園		3	38	
	寺島公園		7	11	
	上除西公園		4	34	
	信濃川河川公園		84	40	
	新産西公園		17	25	
	新産中央公園		28	31	
	新産南公園		28	23	
	新保公園		2	26	
	石動公園		6	20	
	大山公園		6	45	
	大山礎公園		3	38	
	大山北公園		4	31	
	大島公園		6	45	
	大島西公園		3	43	
	大島東公園		9	45	
	大島北部公園		17	11	
	地域ふれあい公園		10	14	
	長岡インター東公園		27	20	
	長峰公園		3	31	
	長峰南公園		4	31	
	福山公園		6	20	
	緑町児童遊園		4	38	
	緑町北児童遊園		2	35	
	千秋が原南公園		23	7	
	五荘山公園		13	4	
	山東南緑道		17	6	
	西陵の森		38	21	
	稲場公園		14	13	
	ニュータウン時計台公園		26	30	
	やすらぎの広場		11	16	
	雲出公園		4	35	
	関原公園		14	22	
	関原児童遊園		5	44	
	関原東公園		4	33	
	宮本児童遊園		4	25	
	若宮児童遊園		3	22	
	西陵公園		6	23	
	青葉台西公園		2	31	
	青葉台東公園		1	28	
青葉台南公園		2	31		
青葉台北公園		2	31		
大積千本児童遊園		2	20		
中原公園		4	33		
長岡ニュータウン公園		48	31		
田尻丘公園		4	31		
陽光台南公園		3	10		
陽光台北公園		7	10		
六間原公園		9	19		

地域区分	施設名称	備考	延床面積	建物状況	
					経過年数
中之島	刈谷田公園		32	17	
	中之島支所前公園		42	22	
	'04中之島記念公園		12	3	
越路	岩田農村公園		35	21	
	西谷農村広場		28	33	
	塚野山農村広場		58	34	
	不動沢農村公園		11	20	
	前田第2公園		32	14	
三島	大杉公園		307	18	
	三島中央公園		114	19	
	やち公園		3	38	
	上岩井公園		3	38	
	藤宮公園		3	36	
	緑町公園		2	28	
	新保公園		2	28	
高原公園		2	26		
小国	おぐにせせらぎ公園		28	22	
	横沢農村公園		22	14	
	下村農村公園		29	18	
	七日町農村公園		41	14	
	森光農村公園		22	18	
	千谷沢農村公園		41	18	
	楢沢農村公園		22	15	
法坂農村公園		41	15		
和島	小島谷児童遊園		6	20	
寺泊	河川公園(寺泊)		11	42	
栃尾	秋葉公園		133	46	
	中央公園		30	28	
	七十歩公園		5	46	
	中割公園		7	45	
与板	原町公園(栃尾)		5	18	
	八幡公園		14	15	
川口	河川公園(与板)		74	40	
	江西公園		5	19	
	東川口農村公園		10	22	
	上川農村公園		14	22	

(2) 今後の方向性

【方針1】老朽化状況の把握

- 6ヶ月に1回の頻度で、日常点検を実施していますが、今後は、日常点検に加えて、5年に1回の頻度で、「定期点検」を実施し、老朽化の状況を把握していきます。

【方針2】事後保全から予防保全への転換

- これまで、日常点検や利用者からの通報に基づき、破損部の修繕や改築、更新を行う「事後保全」による維持管理を実施してきました。
- 平成24年に「公園施設長寿命化計画」（計画期間：平成24～33年度）を策定し、「事後保全型」の維持管理から「予防保全型」の維持管理に転換することにより、ライフサイクルコストの縮減と改築・更新費用の平準化を図る方針にしました。
- 同計画では、休養施設・管理施設は破損状況によっては重大な事故を引き起こす可能性があることから全て、また、その他の施設は定期的な維持管理が必要なものを選定し、劣化度判定（A～E）結果がD・Eのものについて、順次改築・更新を実施していくこととしています。

【方針3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 地域の人口や年齢構成の変化に伴い、公園に対するニーズが変化することが予想されます。利用者のニーズを把握し、それに合わせて公園の機能、設備・遊具の存廃・配置を見直していきます。
- 公園はコミュニティの核になりうる施設であり、都市公園法の制約も踏まえつつ、貴重な地域資源として有効に活用する方策を検討していきます。

【方針4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 地域との協働による新たな公園管理の仕組みを検討します。
- また、高齢化に伴い、地域における管理の担い手の減少も予想されることから、複数の公園の維持管理を包括的に民間に委託する包括的民間委託や指定管理者制度の導入も検討します。

6-6 河川施設

【方針1】老朽化状況の把握

- 堤防や水門、樋門等の河川管理施設及び河道については、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（平成27年3月、国土交通省）を参考に点検を行い、老朽化の状況を把握するとともに、巡視や通報により損傷が発見された場合には、その都度、修繕等を行います。

【方針2】事後保全から予防保全への転換

- 河川管理施設のうち、水門、樋門等の設備については、事後保全から予防保全への転換を図ります。
- 堤防や河道については、定期的に更新を行うような構造物ではないことから、事後保全による維持管理を継続します。

【方針3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 河川施設は、市民の安全で快適な生活環境を守るために欠かせない施設であり、現在の施設機能を維持します。

【方針4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 水路の日常的な管理については、これまで地域住民に委ねてきましたが、今後高齢化が進むことで、その方法が成り立たなくなることが懸念されることから、管理の負担が軽減されるような河川施設のあり方を検討していきます。

6-7 農林関連施設

【方針1】老朽化状況の把握

- 農林関連施設は、原則として、農家組合、土地改良区、森林組合などの受益者が維持管理を行っています。一般の道路と同等の規模・機能を有している基幹農道、認定林道については市が管理を行っています。
- 基幹農道にかかる橋長 15m 以上の橋梁及び認定林道にかかる橋長 4m 以上の橋梁は、市道橋に準じ、5年に1回程度、国及び県の点検要領に基づく点検を実施し、損傷状況の把握、健全度評価、優先度の評価を行い、必要に応じ、計画的な修繕をします。
- 農道や農業用水路の維持管理は受益者が行います。

【方針2】事後保全から予防保全への転換

- 基幹農道・認定林道にかかる橋梁については、一般の橋梁と同様に、老朽化の状況を把握し、事後保全から予防保全への転換を図ります。

【方針3】施設に対するニーズの変化、時代の要請を捉えた施設の要否、規模・機能の検討

- 認定林道は、一般の道路や基幹農道と比べると交通量は著しく少ないものの、森林施業のために必要な道路です。できるだけコストをかけない方法で維持していくこととします。

【方針4】管理運営への住民・民間事業者の参画推進

- 基幹農道、認定林道以外の農林関連施設は、原則として受益者が維持管理を行います。

